

## マイナンバー制度と情報管理 ピンチをチャンスに

浅野 良裕

マイナンバー制度が10月から動き始めます。住民票がある全ての人につけられる個人番号。12桁の個人番号が10月から住民票所在地に郵送され、来年1月以降、税、社会保障、災害対策の分野で行政機関等に提出する書類にこの番号を記載しなければならなくなります。

マイナンバー法、正確には「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法と言います）」は、すでに施行されている「個人情報保護法」の特例法という位置づけになっています。

また特徴的なのはその**罰則規定**です。個人情報保護法では情報漏えいや流出だけでは直接的な処罰はありません。しかし番号法では、個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供しただけで、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこれらの両方をその個人に課するだけでなく、事業者への罰則も設けられています。

なぜこんなに罰則が強化されているのでしょうか？ それはこのマイナンバー制度がこれから、民間利用も含めてどんどん拡大しようとしているからであり、**その重要性・影響度**が巨大なものになっていくからではないでしょうか。実際番号法の附則にこのことが書かれていますし、今国会提出の改正案では、金融資産の管理や医療分野、給付付き税額控除、公的個人認証の民間利用等がすでに盛り込まれています。

7世紀に律令制度とともにできた**戸籍制度**（世界的には日本と中国だけのようです）のように、このマイナンバー制度は**社会的インフラ**としてこれから機能していくのでしょうか？ 制度の是非はともかく、そしてまだ具体的実務的な詳細は不明な部分も多いのですが、とにかくこの制度の重要性だけは認識し、対応していただきたいと考えます。

少なくとも**給与を支払っている全ての事業者（法人、個人）**は「**個人番号関係事務実施者**」として個人番号を取り扱う義務が生じますし、この**特定個人情報を管理**することも必要になってきます。

マイナンバー制度に関してすでに研究や具体的な準備をしている方も多いと思いますが、とりあえず今回、制度の簡単な概要と、対応、準備に関する小冊子を同封しましたので、参考にしていただけたらと思います。

この制度への対応は、面倒でリスクな部分もあります。しかし個人番号に限らず各種の情報量はますます増大し、**情報の重要性や多様性はますます拡大するもの**と思われます。これを機会に**情報の入手、整理、活用や、共有、公開、機密化等、情報伝達の仕組みを改善し高度化**していくことが必要です。

**情報と伝達、ICT 情報通信技術**は、企業活動の有効性、効率性を左右する内部統制の基本的要素といわれています。内部統制の中でも情報系は自律神経のようなものです。自律神経失調症にならず、**業務を有効で効率的に行っていくための開かれた全社的仕組み**にマイナンバー制度を組み込むことが大切です。